



第66号

野々山 宏
KCCN 理事長
弁護士

消費者庁の徳島移転問題決着に思う

1 2019年8月19日に、それまで議論されてきた、消費者庁の徳島移転問題に一応の決着がつけられました。その内容は、以下のとおりです。

- (1) 2020年度以降に、徳島県に消費者庁の恒常的な地方拠点として、「消費者庁 新未来創造戦略本部」を設置する。
- (2) 同本部は、以下の5つの機能を持つ。
 - ① 全国展開を見据えたモデルプロジェクトの拠点。
 - ② 学術機関・関係学会などと連携した消費者政策の研究拠点。
 - ③ 新たな国際業務（国際交流・高裁共同研究など）の拠点。
 - ④ 首都圏における大規模災害発生時のバックアップ機能を持つ。
 - ⑤ フリーアドレス、ペーパーレス、テレワークの促進など消費者庁の働き方改革の拠点。
- (3) (2)の②③のために、「国際消費者政策研究センター」を設置する。
- (4) 迅速な対応を要する業務、対外調整プロセスが重要な業務（国会対応、危機管理、法執行、司令塔機能、制度整備など）は、東京で行う。
- (5) 国民生活センターは、独立した事務所は置かずに上記本部の1部として規模を縮小して研修や商品テストを行う。

2 消費者庁の移転問題は、2014年9月以来、まち・ひと・しごと創生本部を中心とした中央省庁の地方移転等の検討の中で、重要な移転候補として議論されてきました。

徳島県や徳島県選出の国会議員等が、東京一極集中の是正を根拠に、強力に実現を求めました。しかしながら、他の省庁が東京に残ったまま、消費者庁だけが移転しては、消費者庁の持つ国会対応、危機管理、法執行、司令塔機能、制度整備などの重要な機能が著しく失われます。私も含めて日弁連や消費者団体は強くこれに反対してきました。そうしたせめぎ合いの中で、移転の試行として、消費者庁長官を含めた幹部が一定の期間徳島に滞在して業務をしたり、2017年7月には、「消費者行政新未来創造オフィス」（以下、「新未来創造オフィス」）が徳島県に開設されて業務を行ない、2019年度にこれを検証し評価することになりました。

(次のページへつづく)

新未来創造オフィスでは、モデルプロジェクトとして、県内全高校でテキスト「社会の扉」を使った消費者教育の実施、見守りネットワークの全自治体への設置などの取組や、国民生活センターの研修や商品テストを集中的に行っていました。

私も、研修の講師で徳島へ行ったり、高校での消費者教育の授業参観をさせてもらいました。

3 新未来創造オフィスの検証評価のために、内閣府消費者委員会に「消費者行政新未来創造プロジェクト検証専門調査会」が設置され、私もその委員の一人として評価に参加しました。

私としては、徳島県内におけるモデルプロジェクトは、これまで行われなかった実践的な調査研究が集中的に行われたことは評価できますが、これが全国の消費者行政や消費者教育にどう活かされていくかはまだまだ未知数です。また、国民生活センターの研修や商品テストは、交通の便が悪いことや試験機関がないことから、十分な成果が上げられず失敗と評価できるものです。

「消費者行政新未来創造プロジェクト検証専門調査会報告書」では、もう少し良い評価をしていて、「全体として見たときには、消費者行政の進化に寄与するもの」となったとしています。

これらの評価を踏まえて、まち・ひと・しごと創生本部、徳島県、消費者庁などが綱引きをしながら協議をして、上記のような結論になりました。

4 この結論は、将来、徳島県に移転する議論の火種は残しましたが、基本的な機能は東京に残した中で消費者庁の地方拠点ができることは1つの成果です。

東京一極集中がさらに進み、政府機能の地方移転が再燃すれば再び消費者庁が第一に挙げられる火種となってきますが、これまで全く地方拠点が無かった消費者庁にそれができた意義はあると考えられます。ただ、徳島県で実効的な活動をするには県の協力が不可欠ですが、消費者庁移転に熱心だった今の知事が替わったときに引き続き次の知事が同様の協力をしてくれるかが不安材料となります。

今後、徳島県に設置された「消費者庁 新未来創造戦略本部」が成果を上げていくと、同様の地方拠点を、今度は東日本（私としては福島県がよいと思っているのですが）にも作っていく議論ができるので、今後の「消費者庁 新未来創造戦略本部」の活動が注目されます。

(2019年9月)